



岡垣町 上水道の現況と課題

水道事業管理者

町長辻守莊

(1)収益的収支においては、期間中の年間有収水料七六八、三七〇円、総費用四五、七一〇、五四一円にて給水原価は、 m^3 当五九円四八銭となつてゐる。

一方現行水道料金については、 m^3 当四〇円にて実質一九円四八銭の赤字を生じてゐる。

上水道事業の経営基盤確立の見地から、水道料金改訂等実質赤字の解消に努力されたい。

昭和四十八年八月三日

本町上水道の現況について、経営の実態を報告し、今後の課題につき、町民各位の御理解、御協力を賜り企業の健全な、発展を願い筆をとらせていただきました。

一、上水道事業の沿革ですが、九州採炭株式会社高陽鉱業所の閉山とともに、昭和三十六年その周辺地区を含めて、給水戸数約六〇〇戸、給水人口約二、五〇〇人の給水をなすことに始まり、昭和四十四、四十五、四十六年の第一次拡張工事約七、〇〇〇万円、昭和四十四、四五、四十六年の第二次拡張工事約一億円を投じて暫時拡張し現在（昭和四十八年十月一日現在）三、八九七戸、一五、一九八人、町総人口一九、六〇五人の約七七・五戸の給水をまかなつております。

二、給水区域は、現在吉木、高塚、三吉、三吉畠地、新松原、元松原、西黒山、東黒山、糠塚、山田、東山田、綠ヶ丘、吉野ヶ丘、百合ヶ丘、西山田、東松原、高陽、西高陽、南高陽、東高陽、鍋田、戸切百合野、戸切白谷、上海老津、東海老津、新海老津、海老津、野間、丸、山田畠地となつてお

三、総括意見
(1)諸帳簿及び、伝票書類の記帳整理は適格に整理され、計数面においては正確であることを確認する。

(2)収益的収支においては、期間中の年間有収水料七六八、三七〇円、総費用四五、七一〇、五四一円にて給水原価は、 m^3 当五九円四八銭となつてゐる。

一方現行水道料金については、 m^3 当四〇円にて実質一九円四八銭の赤字を生じてゐる。

上水道事業の経営基盤確立の見地から、水道料金改訂等実質赤字の解消に努力されたい。

昭和四十八年八月三日

岡垣町監査委員 松丸 淳吾

花田 満

以上数字を図解すると図表の通りです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額三、七九八、七五九円は損益勘定留保資金で補てんしました。

議案第六〇号として、上水道事業の決算認定を九月二十一日第三回定期町議会に提案致しました。

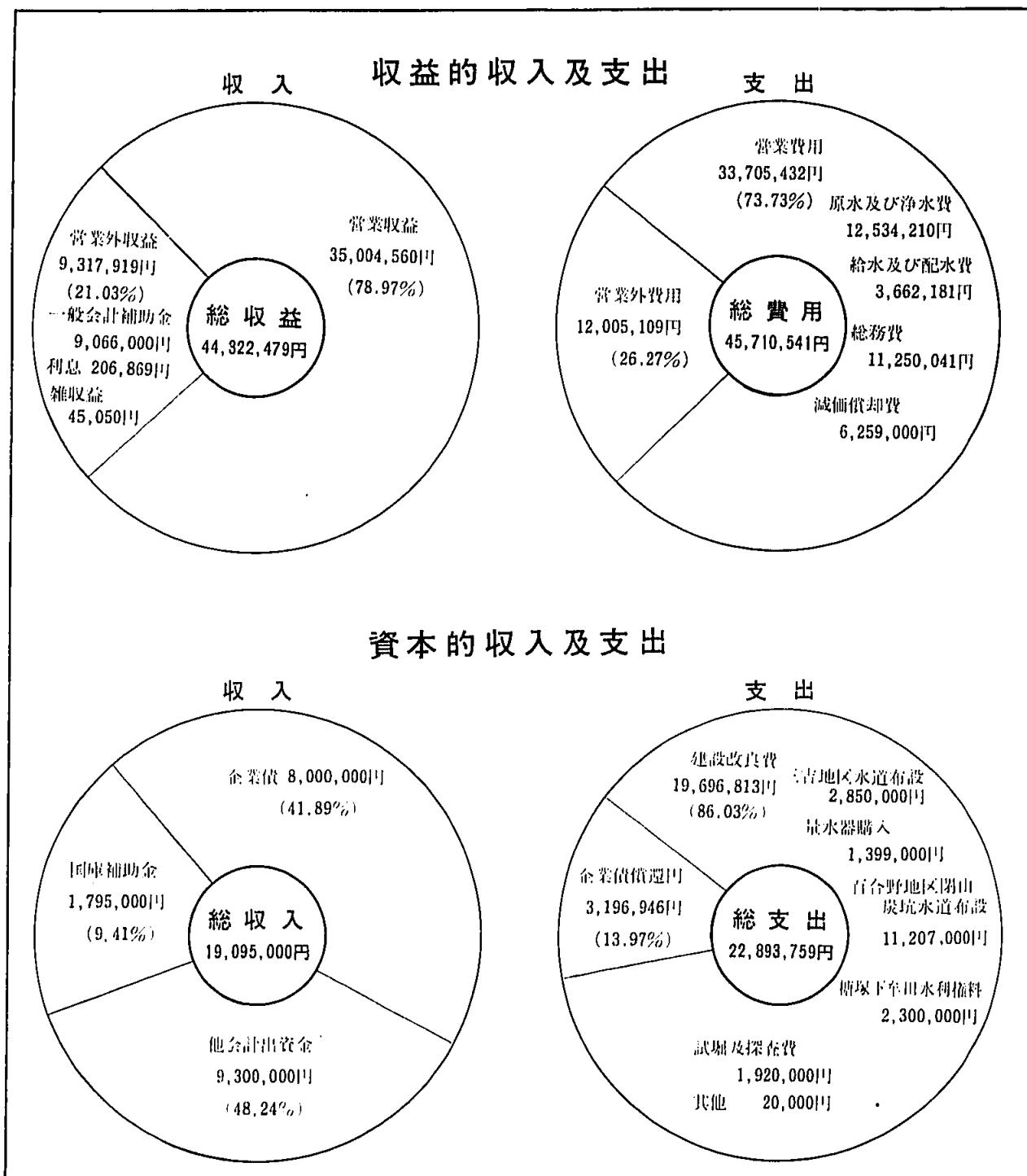
監査委員の意見書は次のとおりであります。

一、審査の対象

昭和四十七年度上水道事業決算書、諸帳簿、伝票書類

二、審査の期日

昭和四八年八月二日、三日



第三次水道拡張事業構想について

昭和四十八年度民生安定事業として、上水道擴張工事の調査費が九,〇三三,〇〇〇円確定致しました。

その構想について報告致します。

一、計画目標年次

中間、遠賀郡四町広域水道設立し、遠賀川よりの取水を緊急の課題として協議を進めておりますので、町の計画目標年次は、一応昭和五十二年度を考えております。なお、中間市、遠賀郡四町企画団構想につきましては、別途報告致

一般会計繰出(助成)調

区分年度	収益関係	資本関係	計
昭和43年度	1,200,000	5,081,000	6,281,000
44年度	5,000,000	500,000	5,500,000
45年度	3,000,000	2,560,000	5,560,000
46年度	3,000,000	1,697,000	4,697,000
47年度	9,000,000	9,300,000	18,300,000
48年度	12,369,000	20,641,000	33,000,000
計	33,625,000	39,779,000	73,404,000

します。

二、給水区域

町全域を給水区域とすることを考えておりますが、将来とも自家用井戸水の枯渇、汚染のおそれがない地域については、十分協議検討をされ、給水区域を定めたいと考えております。

三、計画給水人口

計画給水口については、その見通しがむつかしいが、町の都市計画(現在予定計画中)及び現在住宅造成が完了している団地の入居状況、計画が具体化しているものを調査し、計画給水人口は、二、五〇〇人を考えております。

四、計画一日最大給水量

こゝ一、二年間の一人一日最大の給水量の増加は、著しく今年夏場八月の一人一日最大は、二四一ℓとなっております。

年々十三ℓ～十四ℓの増加が見込まれますので、昭和五十二年度の目標を三〇〇ℓとし、一日最大給水量を現在の二〇〇ℓ、四〇〇〇ℓを三〇〇ℓ、六七五〇ℓ程度を考えております。

以上が当面の上水道事業管理者として緊急課題でございます。

本年七月、八月の時間給水のようないいよう充分とりくみますが、一、水源問題、二、関係用地の取得、三、多額な建設資金の調達、四、約五年間据置いた水道料金の改訂等難問題が山積しております。

町民各位の御理解、御協力を切にお願い申し上げる次第でござります。

同和問題を解決しよう (6)

同和対策審議会の答申の第一部「同和問題の本質」に問題解決への方向づけとして次のように明記されている。

いかなる時代がこようと、どのよう社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にあり得ないと考えるのは妥当でない。また「娘た子をおこすな」式の考えで、同和問題はこのまゝ放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に依然し、多種多様の形態で発現する。それを分別すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができ

る。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の略称をあらわして侮蔑する差別、非会理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実感的差別とは、同和地区住民の生活

実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの問題が解決することは永久にあり得ないと考えるのは妥当でない。

政治的差別であり、劣悪な生活環境、特然で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準など同

和地区的特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となつて実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となつて心理的差別を助長するという具合である。

して、この相互関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部

落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移動の自由、結婚の自由などであ

り、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疏外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放へ道を阻む要因となつたのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、部落に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の説明によつて、部落差別は單なる観念の「差別ではなく現実問題はいせんとして未解決のまゝとり残されている」と述べてい

る。

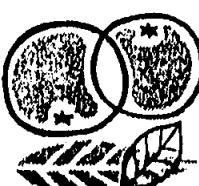
政治制度の民主化、社会、経済、文化の進展にもかかわらず、部落問題はいせんとして未解決のまゝとり残されていると述べてい

る。

國の社会状況のめざましい変化、脚しないばかり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろんで、個々の行政対策の部分的効果を十分に与えることをも期待しがたい。「と記し、かつ、戦後わが國の社会状況のめざましい変化、

画期的な年金改正成立!

五万円年金・スライド制いよいよスタート



「老後の生活を支えるに足る年金」として、いわゆる「五万円年金」の実現を目指した厚生年金保險および拠出制国民年金の飛躍的な改善は、九月十八日第七十一回国会において可決成立したことに

より、いよいよ実現のはじとなつました。

年金によせる国民的期待の高まりは制度の充実発展を促す拍車となり、今回の画期的な改善に結びついたわけであります。

今回の改善の内容は「五万円年金」の水準を確保する年金額の大幅引上げと「自動スライド制」の導入です。

これによってわが国の公的年金は、西欧諸国に比べ、見劣りしない充実した制度として確立されたわけです。

今後この年金制度を正しく発展させていくため町民各位の深い御理解と御協力をお願い致します。

国民年金法の改正要綱は次のとおりです。

一、拠出年金に関する事項

(1)年金額の引上げ等

ア、老齢年金

◎五年年金額三万円(月額一千五百円)に

◎二十年年金額六万円(月額五千円)が十五万円(月額二千五百円)に

◎二十五年納付(最低必要期

年額九万六千円(月額八千円)

が二十四万円(月額二万円)に

◎年金額の計算

三百二十円×納付月数が八百円×納付月数に

イ、障害年金

二級障害の場合 十万五千六百円(月額二万円)に

一級障害の場合 十三万二千円

(月額一万一千円)が三十万円(月額二万五千円)に

ウ、母子、単母子年金及び遺児年金

年金

十萬八百円(月額九千円)が二十四万円(月額二万円)に

ニ、死亡一時金

三十以上十年未満一万円、十年以上十五年未満一万四千円が三年以上十五年未満まで一万七千円に

○定額分五百五十円(一カ月分)が九百円に

○所得比例分三百五十円(一カ月分)が四百円に

○五年年金七百五十円(一カ月分)が五百円に

○五年年金加入の再開

ア、老齢年金

◎五年年金額三万円(月額一千五百円)が九万六千円(月額八千円)に

◎二十年年金額六万円(月額五千円)が十五万円(月額二千五百円)に

◎二十五年納付(最低必要期

年額九万六千円(月額八千円)

が二十四万円(月額二万円)に

◎年金額の計算

三百二十円×納付月数が八百円×納付月数に

イ、障害年金

二級障害の場合 十万五千六百円(月額二万円)に

一級障害の場合 十三万二千円

(月額一万一千円)が三十万円(月額二万五千円)に

月額二万五千円)に

六千円が年額となり、月に八千円になります。それが年金額の算定基礎額の現行三〇円は二・五倍引上げられて昭和四十九年一月から八〇〇円になります。そこで前例の算式は $\times 800 \text{円} \times 30$ よりなり、年額二十四万円、月額にすると二万円です。また、このほかに所得比例保険料(四十九年一月から附加保険料)を納めた場合の計算基礎である百八十万円が二百円引上げられますから二十五年間、所得比例保険料を納めると年に六万円で月額五千円になります。つまり、夫婦がそろって二十五年間、所得比例保険料も納めて、受けられる年金の額は、 $\times 2 \text{万円} \times 2 + 5 \text{千円} \times 2 \times 2$ という計算から、一人分を合わせて月に五万円になるわけです。しかしこれは現在の計算上の話で、実際には、今後も給付水準の改定が加えられていくので、さらに多い年金になります。

二、福祉年金の額に関する事項

(1)年金額の引上げ (昭和四十八年十一月一日実施)

◎老齢福祉年金

年金額三万九千六百円(月額三千三百円)が六万円(月額五千円)に

◎障害福祉年金

年金額六万円(五千円)が九万円(月額七千五百円)に

◎母子、単母子福祉年金

年金額五万一千六百円が七万八千円(月額六千五百円)に

(2)支給の制限

老齢、障害福祉年金の場合

○本人の所得制限扶養親族数が一人の場合は四十三万円、扶養親族数が一人の場合は五十二万円、以下扶養親族数が一人増すごとに十四万円を加算した額

◎配偶者及び扶養義務者の所得制限

扶養親族数が○人の場合は四百七十九万円、扶養親族数が一人の場合は四百九十九万円、以下扶養親族数が一人増すごとに十四万円を加算した額

◎公的年金の制限

一般の公的年金については、受けている公的年金の額が十万円未満であるときは十万円と福祉年金の差額(福祉年金の額を限度とする)が併給されます。

一、岡垣町大字三吉、手野の地籍調査事業実施に際しましては、地区委員及び関係者の御協力により三吉、手野地区においては順調に事業の完遂をしていること、感謝いたしております。

ついては一年ごとの調査が完成いたしましたので、昭和四十八年十一月二十九日より十二月八日まで、昭和四十八年十一月八日まで、(二十日間)

二、岡垣町役場にて

三、閲覧の場所

十一月二十九日より十二月八日まで左記により閲覧をしておりますので土地所有者は全員もなく印鑑持参の上、閲覧下さるようお知らせします。

満であるときは十万円と福祉年金の差額(福祉年金の額を限度とする)が併給されます。

戦争公務に係る公的年金については、傷病にかかるた當時においては、大尉以下の旧軍人または高等官六等以下の文官であった者またその遺族であるときは、福祉年金の金額が併給されます。

本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限については、昭和四十八年五月一日から実施、公的年金の制限については四十八年十月一日から実施されております。

なお詳しいことは年金係に問合せてください。

住民課

三吉手野地区の地籍簿、地籍図の閲覧告示

住民課

十一月二十九日より十二月八日まで

但し十一月二十日より二十一日まで三日間は新松原公民館にて

十一月二十六日より三十日まで

五日間は三吉公民館にて

十一月三十日より七日まで五日間

は手野公民館にて出張閲覧します。

四、閲覧時間

期間中毎日午時より十七時迄
五、閲覧の結果
賃り等の申し立ては、書面によ
ることになつていていますので、申
立用紙は閲覧の場所で交付しま
す。

企画振興課
国土調査係

減失家屋の申請に ついて

昭和四十八年一月一日より、十
二月三十一日までに、減失又は
減失される予定家屋について、固
定資産税の減額の対象になります
ので、早急に役場税務課までご連
絡ください。

連絡場所：岡垣役場税務課

②一二一一 内線五三

源泉所得税 年末調整説明会

若松税務署

昭和48年分源泉所得税の年末調
整の説明会を次のとおり開催しま
す。

日時 昭和48年11月22日木、午前
の部、午前10時30分より、
午後の部、午後1時より、
場所 連貫信用金庫(水呑町頃末)

火曜日収集・火曜日と金曜日収集
水曜日収集・水曜日と土曜日収集
木曜日収集・木曜日と月曜日収集
・もえないゴミ
9月まで 第一、第三土曜日収集

火曜日収集
今まで週一回収集であったのが
十月一日より週二回収集に変更な
りました。尚、収集日については
次のとおりです。

9月まで 10月より

料金が左記のとおり変りましたの
でお知らせします。
1、収集方法について
・もえないゴミ
今まで週一回収集であったのが
十月一日より週二回収集に変更な
りました。尚、収集日については
次のとおりです。

十月一日より収集方法及び収集
料金が左記のとおり変りましたの
でお知らせします。

十月一日より収集方法及び収集
料金が左記のとおり変りましたの
でお知らせします。

一、支給対象者 65才以上70才未
満のねたきり老人等であること。
一、国民年金による障害年金、障
害福祉年金又は老齢福祉年金の受
給者であること。

吉野祉年金又は老齢福祉年金の受
給者であること。

たきり老人等に対しても、支給が行
われるようになりましたので、至る手
続きをされますよう通知します。

ねたきり老人等に対する医療費の支給

議会だより

第三回定期会は九月二十一日招

議案第六二号

開催され、会期は十月九日まで十九

日間と決定、次の議案が審議され
るについて

出資額の内容を基本財産二〇〇

議案が全部終了したので会

期は十五日間で閉会される。

議案第五七号

教育委員会委員広渡成男氏が任期

満了のため岡垣町大字吉木木藤善

己氏を同意

議案第五八号

岡垣町職員定数条例の一部を改正

する条例

基地対策室に一名民生課に三名

それぞれ増員

議案第五九号

昭和四十七年度岡垣町上水道事業

特別会計決算認定について

地方公営企業法第三〇条第四項及

び第五項の規定により上記議案を

議会の認定に付する。

議案第六〇号

岡垣町税条例の一部を改正する条

例

地方税法の一部を改正する法律、

地方税法施行令の一部を改正する

政令及び地方税法施行規則の一部

を改正する省令が昭和四十八年六

月二十七日公布されたため。

議案第六一號

福岡県四町村職員恩給組合資産管

理組合の解散について

2、契約の方法、折名競争入札に
よる契約

3、契約金額 二七、六二万円

4、契約の相手方北九州市八幡区 陣原三ノ二〇ノ五	昭和四十八年十月一日から六十五才以上七〇才未満のねたきり老人
日本地所建設株式会社	に對して老人の医療費の支給の措置が講じられることとなつたため。
5、工 期 自昭和48年8月10日至昭和49年2月28日	契約について
戸籍離職者緊急就労対策事業請負 議案第六七号	1、契約の目的 緊急事業手野山ノ口線舗装工事
延長六〇〇米	2、契約の方法 指名競争入札による
4、契約の相手方 岡垣町大字海老津小西建設K	3、契約の金額 二一、二三七、〇〇〇円
5、工 期 自昭和48年4月1日至昭和49年3月31日	4、本件については議員(全員)提案により同和対策費二〇、七八二千円のなか協議会負担金その他二、三千円とする。
承認第一号	5、岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
岡垣町と東島山との上水道源水取 得についての協定書	議案第七七号
上水道用水にあてるため東黒山区と協定したので議会の承認を求めるもの	6、岡垣町大字戸切一、二二一ノ一 議案第七二号
議案第六八号	7、岡垣町大字三吉八三〇 議案第七三号
土地賃貸借契約について	8、岡垣町大字海老津一〇五八番地の内山林九〇平方メートルを昭和四十八年十月一日から昭和五十年三月三十日まで海老津三二番地大森福五郎氏に衛生車の車庫及び事務所に使用するため貸付するもの。
議案第六九号	9、岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

条例の一部を改正する条例 陣原三ノ二〇ノ五	人事院勧告にもとづき、國家公務員の給与改定に準じ改めるものである。
日本地所建設株式会社	岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
至昭和49年2月28日	議案第七〇号
戸籍離職者緊急就労対策事業請負 議案第六七号	昭和四十八年度岡垣町一般会計補正予算第一号
延長六〇〇米	歳入歳出予算の総額に一三三、六による
ノ口線舗装工事	○六千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ一、二三九、六四
指名競争入札による	三千円とする。
4、契約の相手方 岡垣町大字海老津小西建設K	本件については議員(全員)提案により同和対策費二〇、七八二千円のなか協議会負担金その他二、三千円とする。
5、工 期 自昭和48年4月1日至昭和49年3月31日	5、岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
承認第一号	議案第七七号
岡垣町と東島山との上水道源水取 得についての協定書	6、岡垣町大字戸切一、二二一ノ一 議案第七二号
上水道用水にあてるため東黒山区と協定したので議会の承認を求めるもの	7、岡垣町大字三吉八三〇 議案第七三号

議案第七二号	意見書第二号
5、岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	5、岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
6、岡垣町大字戸切一、二二一ノ一 議案第七二号	6、岡垣町大字戸切一、二二一ノ一 議案第七二号
7、岡垣町大字三吉八三〇 議案第七三号	7、岡垣町大字三吉八三〇 議案第七三号
8、岡垣町一般会計補正予算第一号	8、岡垣町一般会計補正予算第一号
9、岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	9、岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第七三号	意見書第三号
金貸付事業特別会計補正予算第一号	同和対策特別措置法の施行について特別の措置を講じてもらうため
同和行政窓口一本化反対に関する決議	五目議員全員の提案によって全会一致で可決されたものです。
同和行政窓口一本化反対に関する決議	次の二つの決議については十月五目議員全員の提案によって全会一致で可決されたものです。
同和行政窓口一本化反対に関する決議	同和対策特別措置法の施行について特別の措置を講じてもらうため
同和行政窓口一本化反対に関する決議	同和対策審議会答申は昭和四〇年八月一日政府に出され「あるべき一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである」とその前文に述べている。この答申に基
同和行政の正常化をはかり町民参加の民主的な同和行政を確立するため(提案理由)	が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである」とその前文に述べている。この答申に基
同和行政の正常化をはかり町民参加の民主的な同和行政を確立するため(提案理由)	行にあたって補助単価を是正する
同和行政の正常化をはかり町民参加の民主的な同和行政を確立するため(提案理由)	と共に同和対策の諸施策推進上必ず欠くべからざる経費についても
同和行政の正常化をはかり町民参加の民主的な同和行政を確立するため(提案理由)	國、県の補助事業として採択又は地方債による基準財政需要額算入の措置を講じ超過負担を軽減されるよう特別の措置を講ぜられるよう要望いたします。
同和行政の正常化をはかり町民参加の民主的な同和行政を確立するため(提案理由)	右地方自治法第九十九条第一項の規定に基づき意見書を提出します

議案第七四号	意見書第四号
同和対策事業が迅速且つ計画的に実施されている。この答申に基	4、契約の相手方北九州市八幡区 陣原三ノ二〇ノ五
同和対策事業が迅速且つ計画的に実施されている。この答申に基	5、工 期 自昭和48年8月10日至昭和49年2月28日
同和対策事業が迅速且つ計画的に実施されている。この答申に基	6、岡垣町大字海老津一〇五八番地の内山林九〇平方メートルを昭和四八年十月一日から昭和五十年三月三十日まで海老津三二番地大森福五郎氏に衛生車の車庫及び事務所に使用するため貸付するもの。
同和対策事業が迅速且つ計画的に実施されている。この答申に基	7、岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
同和対策事業が迅速且つ計画的に実施されている。この答申に基	8、岡垣町一般会計補正予算第一号
同和行政の正常化をはかり町民参加の民主的な同和行政を確立するため(提案理由)	9、岡垣町一般会計補正予算第一号
同和行政の正常化をはかり町民参加の民主的な同和行政を確立するため(提案理由)	10、岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄付

一、海老津区故大谷進殿	50才	昭和48年9月19日死亡
昭和48年9月28日死亡		
大谷ヨシエ殿より		
一、東松原区故竹森トシェ殿	49才	
竹森東殿より		
一、東海老津区故岩崎タキ殿	66才	
昭和48年10月2日死亡		
岩崎直次殿より		
一、山田区故山下紀志殿	85才	
昭和48年10月4日死亡		
山下利夫殿より		
一、海老津区故石村源七殿	59才	
昭和48年9月27日死亡		
石村ヨコ殿より		
一、白石区故木村勇治殿	73才	
昭和48年10月2日死亡		
木村勇夫殿より		
一、新海老津区故永島クラ殿	76才	
昭和48年10月5日死亡		
永島忠殿より		
一、糖塚区故入江春雄殿	76才	
昭和48年10月11日死亡		
入江茂美殿より		
一、内浦区故長畠順一郎殿	86才	
昭和48年8月29日死亡		
長畠光昭殿より		
一、糖塚区故二村勝三郎殿	79才	

昭和48年9月17日死亡
二村繁敏殿より

昭和48年10月5日死亡
永島忠殿より

76才

昭和48年9月27日死亡
石村ヨコ殿より

昭和48年10月11日死亡
入江茂美殿より

76才

住宅需要実態調査

検察審査会

の手続がとられます。

○事件の審査をしてもらうには、

犯罪を告訴、告発した人や犯罪に

よって害をうけた人で、検察官の

不起訴処分に不服のある方は、だ

れでも審査の申立てをることができます。申立てには費用はいり

ません。申立ての手続について

は、検察審査会事務局にお問い合わせください。申立て用紙も事務局

に用意してあります。

○所在地は

北九州市小倉区金田一丁目

四番一号

福岡地方裁判所小倉支部内
小倉検察審査会事務局

受験資格 ◎文部大臣または厚生大臣の指定した、看護婦学校

卒業し、または、外國において

・養成所の修業者または卒業者
又は昭和49年3月卒業見込の者

・外國の看護婦学校を卒業し、または、外國において

・修業資格 ◎准看護婦の免許を取得してから3年以上薬務に從事している者

・准看護婦の免許を有し、又は免許

有すると認めた者。

願書受付 ◎昭和48年12月1日から昭和49年1月10日まで(ただ

決を参考にして検事正が事件を起訴すべきだと考えたときは、起訴

光る正しい審査の目

願書受付
保健婦助産婦科と同じ

以上

老人クラブへ香典返しとして寄付

一、内浦区故長畠順一郎殿	86才	昭和48年9月19日死亡
長畠光昭殿より		
一、糖塚区故二村勝三郎殿	79才	

建設省、および福岡県では、住宅事情の改善を図るために毎年種々の調査を行ない、住宅対策に反映させてきました。今年12月1日を期して、全県にわたって皆様の住宅に対する意識等を、お聞かせ頂く調査を実施することになりました。

したので、ご協力をお願いいたします。この調査は、統計目的のため調査員が、皆様のお宅にお伺いします。より詳しくお願いします。

福岡県

にだけ使われるもので税金等仙の目的のために使われることは決してありません。又皆様の回答が

外部に洩れることはありませんので調査員が、皆様のお宅にお伺いします。より詳しくお願いします。

看護学生募集

し1月10日付消印まで有効

◎提出先は、〒818

01 福岡県筑紫郡太宰府町
大字向佐野22番地

福岡県立看護専門学校

記
保健婦助産婦科
募集人員 五〇名
修業年限 一年

◎記
看護婦科
募集人員 五〇名
修業年限 一年

◎記
看護婦科
募集人員 五〇名
修業年限 二年

◎記
看護婦科
募集人員 五〇名
修業年限 二年

◎記
看護婦科
募集人員 五〇名
修業年限 三年

福岡の電話

市内局番が3ケタになります 11月23日、勤労感謝の日から

日本電信電話公社

現在2ケタの市内局番を使って
いる、福岡市、春日市、大野城
市、の電話は、11月23日（勤労感
謝の日）から、東京、大阪などと
同様に、市内局番が3ケタとなり
ます。

市内局番を3ケタにする方法は
現在の2ケタ局番の末尾に1をつ
ける、最もわかりやすい方法を探
用しています。

例えば、七八一八〇〇四は、市
内局番七八の末尾に1がついて、
七八一一八〇〇四となります。
変更になるのは市内局番だけで
そのほかは、かわりません。

新しい市内局番は、別表のよう
になります。

詩吟同好会募集

一、派流、鶴洲会派
二、講師、鶴洲吟詠家、河野
鶴洲先生。鶴洲会導師範、石松香
洲先生。
三、会費、月一、一〇〇円
四、場所、岡町中央公民館
五、開催日、毎週金曜日、午後七
時より九時まで
六、その他、現在約十名にて九月
より実施中。

局名	土居町	(特殊番号)	博多	平尾	筑紫が丘	雑誌限	東福岡	香椎	福岡天神	福岡西新	七限
新市内局番	271	301	411	521	511	501	611	661	721	811	801
	281		431	531	541	571	621	671	731	821	861
	291		441	551	581	631	631	681	741	831	871
			451	561	591	641	641	691	751	841	851
			461			651			761	851	881
									771	881	891
									781		

火事は予防できる

十一月二十六日から十二月二日

者に相談して取付けましょう。

電話(093) 2539

まで全廻いっせい秋の火災予防運
動が始まります。遠賀郡内から火
事をなくすため、次のことを実行

しましよう、なお岡町では今年
一月から九月末までに十二件もの
火事が発生しました。

一、わが家の安全管理、

「たばこの投げ捨てと寝たばこは
止めましょう。」

二、外出、就寝前には忘れずに火の
元の点検をしましょう。

三、損害を少なくするための方法
「早く知らせる。まずダイヤル、

一一九、あわてずに火災の種類(一
家、山林等)場所(何区)わかり
やすい目標を知らせましょう。

四、消化器を備えるか、またはバケ
ツに水(ふろの水)を用意しまし
ょう。

五、火事に遭った場合の対応

天文五年(四三七年)九州探
題大内義隆が社殿を立派にしてい
たが、それから二十三年後の永祿

二年(四一四年)、大友宗麟の

兵火に罹り、一丈円輪の日光も、

八尺余の多宝塔も、八尺の燭台な
ど金銅でつくられていたが、すべ
て灰になつた。

延徳三年三月(四八二年前)芦屋

金の棟梁であり、この付近の大豪
族須藤駿河守行重が奉納した銅製

の毘沙門天像だけが、難をまぬが
れ今に残っている。

天正十五年(三八六年前)園主

の小早川隆景が社殿を造営する。

その時渡殿もくられる。

その後代々の園主の信仰篤く、

ですが、これらの日のうちにすれ
か早い日、またはその農地などの
売却に関する契約をされた日の届

する年分として申告されても差支
えありません。

1、土地や建物、その他船舶など
の資産を売ったときの利益を譲渡
所得といいます。その年の一月一
日から十二月三十一日までの間
に、このような資産を売った場合
は翌年の二月十六日から三月十五
日までの間に所得税の確定申告を
しなければなりません。期限を失
しないようにご注意下さい。

3、農地や採草放牧地を売ったと
きの所得税の申告は、農地法の規
定による県知事の許可があつた
日または届出の効力が生じた日
と、その農地などの引渡しがあつ
た日との、いずれか遅い日の属す
る年分として申告することが原則
ですが、これらの日のうちいずれ
か早い日、またはその農地などの
売却に関する契約をされた日の届

する年分として申告されても差支
えありません。

なお、譲渡所得のことについてわ
からない点がありましたら、いつ
でも税務署の資産税担当にお尋ね
下さい。

八幡総合高等職業訓練校

第2類生徒募集集

○募集訓練科および定員

機械科(数値制御) 20名

電気科

二〇名

○応募手続

①資格、高校卒または、これと同等以上の学歴をもつ身体強健な男子及び女子。

②応募書類
イ、入校願書、所定の用紙が本校または最寄りの安定所にあります。ロ、健康診断書、学校医または他の医師の診断書。

ハ、最終学歴の学業成績証明書
○入校日 4月上旬

共動募金運動 ..たすけあいの詩募集

みなさんは、隣人たちの思いやり、見知らぬ人からの激励など、あたたかい人間の心をよびおこすような経験をしたこと、またはあなたがしてあげたことはありませんか。そんな経験やねがいを時によどめて作り左記のとおり送りください。

記
△主題▽ たすけあいの詩
△応募資格▽ 小、中学校、高等学校
△応募者▽ 学生、婦人
△応募の方法▽ 応募は1名1点に

限ります。字数は400字前後で、用紙一枚程度とします。作品はたて書きとし、万年筆、ペンを使用して下さい。住所、氏名、年令、学校名(または職業名)を書いて下さい。本人の作品で未発表のものに限り、作品は返却いたしません。

△送り先▽ 東京都千代田区霞が関3丁目3-14(〒100)、中央共同募金会「たすけあいの詩」係
△締切期日▽ 昭和48年11月30日(火)

ニ、履歴書、市販の用紙(横書き)

にベン書き。

前記

ロ、ハ、ニについては、職業安定所

○応募期間

③応募先

本校または最寄りの職業安定所

○選考場所

本校

○合格発表

12月1日(土)

○入校日 4月上旬

剣道と自動車運転

岡垣剣道教室

剣道録士五段 森 真 信

当日消印有効)

△入選発表▽ 昭和48年12月20日後

援、協賛等の機関を通じて発表す

るとともに、入選、佳作について

△賞▽ 人選3篇、佳作10篇

△主催▽ 中央共同募金会

は、直接本人に通知いたします。

がる。

剣道も竹刀剣道衣、袴、防具、

本人の健康状態等十二分に整調し

ておかねば負傷の原因となる事が

ある。

福原自動車教習所では高校生、

大学生、女子学生一般者等多数に

置され、交差点の中心点より離れ

すぎたの右折には急ブレーキをか

けられ、(指導員用の特別設置さ

れた装置) しかも練習車から下車

させられてその状態を見させられ

ての恥かしさ(他の練習車は交通

妨害になつて立往生している

る) よし今度は失敗しないよう(

失敗は命とりになりかねない)。

ところが直進車あり、又急ブレー

キ一つにこだわって(右折ばかり

金体が見えない)。

剣道も同じポイントばかりにこ

思ひます。

○毎週、火曜、水曜、午後六時)

八時まで吉木小学校で剣道教室開

室中です。

○本年度より中学二年在学中(署

稽古修了者) に初段に受験出来る

ようになりました。

山鹿桃太先生を迎えての俳画教室

室での塾は勿論、西日本文化サー

クルで日本画の講師をされ、又各

地に教室を持たれて非常に多忙な

日常ですが、要望に応じられて御

指導をいただくことになりました。

筆一本で美を表現し心にうる

おいを持つことの出来る良い機会

だと思います。受講希望者は左記

俳画教室開校

となりました。先生は現在御自

宅での塾は勿論、西日本文化サー

クルで日本画の講師をされ、又各

地に教室を持たれて非常に多忙な

日常ですが、要望に応じられて御

指導をいただくことになりました。

筆一本で美を表現し心にうる

おいを持つことの出来る良い機会

だと思います。受講希望者は左記

は勝負に勝つと云ふ事に結びつきません。その為には少々の苦しい修業鍛磨努力が必要です。

剣道は幼少より老人まで稽古が出来る。スポーツ各種の中では非常に長い寿命を持っています。

自動車教習生の日課は厳しいも

のがありました。ベテラン指導先

の要領で申し込み下さい。

一、教室 中央公民館(○一)

六三番)

時 月 毎月第二火曜日13時

月謝 一、五〇〇円

開講日 十二月第二火曜日

日より

申込期間 十二月一杯

(十名程度で締め切ります)

公 民 館

岡垣風土記

高倉神社(2)

香椎宮の神門の前に「綾杉」が

という。

天空にそびえている。これは昔、
神功皇后が新羅征伐から帰り、三
種の宝をここに埋め、よろいの袖
に杉枝をさしたのが大きくなつた

神功皇后の新羅征討軍は、仲哀
天皇の九年十月（日本書紀第九卷
）香椎を出發した。新羅に近づく
と、海水がいっせいに國中に押し
寄せた。新羅王は驚いて氣絶し、
しばらくして回復し、「東に神の田
あり。日本（やまと）という。必ず
その國の神兵ならん」と、自旗
をもち、皇后の船の前にひれ伏し
た。

戦個人戦と力を競つた。
吉木区の四年連続優勝、
結果は次のとおり
團体の部

優勝 吉木A

二位 吉木C

三位 波津

個人一般の部

優勝 早川豊繁(吉木)

個人中学生の部

優勝 早苗泰博(高倉)

個人小学生の部

優勝 川原雄治(吉木)

綾 杉

高倉神社の綾杉は、香椎宮の綾
杉と同じく、三韓征伐から無事凱
旋された神功皇后が、さかさに植
えられた御手植の杉という。それ

から計算すると千六百年経た杉と
いうことになる。

ところが永祿二年（西暦一五五九
年）で今から四一四年前、桶狭間の
戦（前の年）、九州黙後（キリシ
タン大名）といわれた大友義鎮（よ
しげ）剃髪して宗麟と号した大
名の燒討ちにあい、神殿社記宝物
總て島有に帰した。その時綾杉も
難にあい、樹幹は焼失したが、神
助かその一片の樹皮が生きてお
り、それから枝葉が出て支柱によ
りて今日の綾杉になった。それで
中は空洞になり、今でも焼けた幹
が残っている。

神功皇后の伝説は日本全国いた
るところにあり、史実とは別の世
界の物語というのが学者の通説だ
が、應神天皇は四世紀末に実在し
たとみられるので、この辺から史
実と一致している。

い、刀形をして枝の内側に巻き込
んだ葉をついている。

神 伝 院 等

覚王山神宮寺神伝院と称し、真
言宗高野山光明院の末寺で、今の
高倉神社の高峯館の所にあって、
高倉宮の別當として高倉宮に奉仕

したが、明治四年の神仏混濁の制
廃止によってのけられた。

總神院は神伝院の末寺で、高倉
院前にあつたが、この寺を廢した
ので、寺号は宗像の勝油に移す。

その跡に不動堂がある。

千光院も神伝院の末寺で、開創
したので、この綾杉は相当地
に埋まっている。

米樹高一七米、社殿改築の際地均
しをしたので、この綾杉は相当地
に埋まっている。

木矢口の勝業寺、熊塚の正覺寺、
宗像吉武吉留の長寧寺は、神伝院
の末寺という。

この外今は廢寺になつてある吉
木矢口の勝業寺、熊塚の正覺寺、
宗像吉武吉留の長寧寺は、神伝院
の末寺といふ。

（八頁に続く）